（企画室）

第二十一条　交通政策課に、企画室を置く。

2　企画室は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（モビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　企画室に、室長を置く。

（企画調整官及び都市交通対策企画調整官）

第二十二条　地域交通課に、企画調整官及び都市交通対策企画調整官それぞれ一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、地域交通課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　都市交通対策企画調整官は、都市交通に関する基本的な計画に関する事務（都市局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（物流効率化推進室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官、災害物流対策官、物流産業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官）

第二十三条　物流政策課に、物流効率化推進室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官、災害物流対策官、物流産業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く。

2　物流効率化推進室は、貨物流通の効率化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（次世代物流システム推進官及び物流環境政策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　物流効率化推進室に、室長を置く。

4　次世代物流システム推進官は、命を受けて、次世代物流システムの導入の推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

6　物流渉外官は、国際的な貨物流通に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7　（略）

8　物流産業適正化推進官は、倉庫業その他の物流政策課の所掌に係る事業に関する業務の適正化に関する事務をつかさどる。

9　国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（企画室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、災害物流対策官及び流通業務総合効率化事業推進官）

第二十一条　物流政策課に、企画室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、災害物流対策官及び流通業務総合効率化事業推進官それぞれ一人を置く。

2　企画室は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際物流課並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、災害物流対策官及び流通業務総合効率化事業推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　企画室に、室長を置く。

4　次世代物流システム推進官は、命を受けて、次世代物流システムの導入の推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際物流課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（流通業務総合効率化事業推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

6　（略）

7　流通業務総合効率化事業推進官は、流通業務総合効率化事業（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（港湾局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）